

◎千九百六十二年二月九日にジュネーヴで作成された綿製品の国際貿易に
関する長期取極の附属書A

(略称) 一九六二年綿製品国際貿易長期取極附属書A

昭和三十七年 十月 一 日 ジュネーヴで作成
昭和三十七年 十月 一 日 効力発生
昭和三十八年 五月二十八日 告示(昭和三十八年第九十一号)

目 次

附属書A 各国百分率.....	四五
-----------------	----

ページ

附属書 A

第二条の規定の適用上、同条3にいう百分率は、次のとおりとする。

オーストリアにつき.....	九五パーセント
デンマークにつき.....	一五パーセント
欧州経済共同体につき.....	八八パーセント
ノールウェーにつき.....	一五パーセント
スウェーデンにつき.....	一五パーセント

ANNEX A TO THE LONG-TERM ARRANGEMENTS
REGARDING INTERNATIONAL TRADE IN
COTTON TEXTILES

ANNEX A

For purposes of Article 2 the percentages referred to in paragraph 3 thereof shall be:

For Austria	95 per cent
For Denmark	15 " "
For European Economic Community	88 " "
For Norway	15 " "
For Sweden	15 " "